

県学校厚生会

補助金の半分間接経費

県議「抜本的見直しを」

県の教職員をつくる福利厚生組織「県学校厚生会」への県の補助金について、十三日に開かれた県会予算特別委員会で議論があった。北条泰嗣県議(公明党・県民会議)は「補助金の半分が、会員に直接還元されない間接経費に回っている」と指摘し「補助金のあり方を抜本的に見直すべきだ」と主張した。

(畑野士朗)

県会審議から

県の福利厚生組織への補助をめぐることは、学校厚生会をはじめ、県職員互助会や警察互助会への補助金の一部を神戸地裁が四日に「違法な公金支出」と認定したばかり。

北条県議は、学校厚生会の二〇〇六年度決算を基に、県の補助金九億八百万円と会員の掛け金の一部をつくる厚生会計に着目。人件費(四億八千八百万円)や電算システム費(億九千四百万円)など総支出十八億七千万円の49%に当たる計八億八千四百万円が、直接的に会員に還元されない間

接経費に充てられていると指摘した。

さらに、この間接経費には、県の補助金から四億四千万円を使っているとし、県職員互助会や警察互助会の間接経費が2-3%であることを強調。「福利厚生でなく、

学校厚生会自体への支援に公金を支出している」として補助金の抜本的見直しを迫った。

これに対し、県教委は「県内に約二千ある小中学校の教職員に、給付や福祉事業をするには、年間約四十六万件の事務

処理をする十一支部四十人の専任職員が必要」とし、人件費や電算システム費が突出して多くなる理由を説明。補助金は毎年減らしているなどを挙げて理解を求めた。